

『御当国御高並諸上納里積記』記載事項年表

☆☆☆☆
田里 修 糸数兼治 渡名喜明 名嘉正八郎

この文書は故比嘉春潮氏旧蔵で、同氏によれば去る沖縄戦後、須藤利一氏によって発見されたものである。

「もと蔵元の勘定座の役人が明治初年頃まで業務上用いられたものと考えられる」と同氏は述べている。本文書は比嘉氏の解説付きで、1970年に那覇市史第1巻2に収録された。また翌1971年に刊行された崎浜秀明編『沖縄旧法制史料集成』第5巻にも収録されている。

本文書は、近世における貢納関係史料としては第1級のものであり、この文書を抜きにして近世の経済史・財政史を語ることは不可能とすらいえよう。そこで、われわれ4名は、沖縄県沖縄史料編集所蔵の同文書マイクロコピー本をコピーし、これをテキストにして、『那覇市史』を参照しながら、昭和55年9月から約半年間、週1回の研究会を続けてきたが、このたびひとつ通り読了した。文字の点検の他に、計算機をフルに活用して数値の点検も行なった。

本文書は、およそ次のように分けられる。

第1の部分は、項目1から10までで、ここでは慶長15年(1610)から享保14年(1729)に至る琉球の石高の変遷が述べられている。第2部は項目11から27までで、寛延2年(1749)における諸上納高と、それらの所帯方・給地方に対する配分が示されている。第3の部分は、項目28から46までで、第2部の上納の算出の基となる方法や、積算の基礎となる資料(村位や里積等)が述

べられている。第4の部分が残りの項目47, 48, 49でそれまでとは文体を異にして、砂糖や雑物について書いてある。なお、項目48は、原書の目次では48と記されているが、本文では41と42の間に書かれている。

本文書記事の年限は上限が1594年、下限が1758年となっている。

本文書は前述した構成になっているところから、1事項についても記事が前後し、全体の解説を困難にしていることが多い。そこで、本文書の理解をいささかなりとも容易にするために、記載事項の年表作成を思い立った。同時に一般的な歴史事項も並べてみた。さらに、本文書は『近世地方経済史料』第10巻と内容的に重なる事柄を記載するところが多々あるので、同書との対照表もつけ加えた。

『近世地方経済史料』第10巻と対照して興味あるのは、本文書の第2の部分である。本文書では「是ノ出米取立様ハ、寛永二己巳年、取納座請地方取納本立帳表、地下諸離本地仕明地とも、両先鳴ハ、規模帳表、取立申候」と出ている文章が、同書ではすべて欠落している。

この年表が、『御当国御高並諸上納里積記』を読むにあたっての一助となれば幸いである。

西暦	和号	中国年号	干支	事 項	関連事項
1594	文禄3	万曆22	甲午	薩隅日三州検地	
1609	慶長14	37	己酉		島津の琉球入り。
10	15	38	庚戌	検地行なわれる。道の島高、32828.6石	島津家久、尚寧を伴って駿府・江戸に上る。
11	16	39	辛亥	「一紙御目録」下る。高8万9086石の内5万石は王位の御蔵へ。残りは諸士へ配分。はせを布等9品の上納を命ぜられる。	儀間真常、木綿をもたらす。 綻15条。
12	17	40	壬子	9品の内芭蕉布等調達可能な品および焼酎を上納してよいことになる	10年1貢
13	18	41	癸丑	上木上草(はせを布等9品)現物で調達するのは困難なため代銀32貫目になる。	おもうさうし第2巻編集
14	19	42	甲寅	島津検地、高61万9055.02石	
15	元和1	43			
16	2	44			
17	3	45	丁巳	芭蕉布などの上木上草代銀32貫目やめる。替わりに高1石に付8分の代米(本出来)始まる。船は島津より出す。	向象賢生まれる。
18	4	46			
19	5	47			
1620	泰昌1	庚申		本出来の分量は毎年決める(一定しない)	
21	7	天啓1			尚豊即位
22	8	2			5年1貢
23	9	3	癸亥	砂糖焼き始める。	儀間真常初めて黒糖を製造する。
24	寛永1	4			
25	2	5	乙丑	宮古の上納は納粟2154.52002石と決まる。	
26	3	6			

(☆たさとおさむ 浦添市史編集嘱託)

(☆☆いとかずかねはる 県商工観光部県民文化課課長補佐)

(☆☆☆となきあきら 県立博物館学芸員)

(☆☆☆☆なかしようはちろう 県立博物館副館長)

27	寛永 4	天啓 7					
28	5	崇禎 1	戊辰	慶長目録に間違いがあり、金武王子上國。宮古島高の内、6040.92420石引、琉球の高83084.94586石となる総合高83085.31石の目録下る。名寄帳成る。			
29	6	2	己巳				在番奉行の駐在始まる。
1630	7	3					泊如竹来琉。久米島紬のはじまり。
31	8	4					2年1貢。尚豊冊封を受ける。
32	9	5					慶賀使・恩謝使のはじまり。
33	10	6					
34	11	7	甲戌	島津検地。薩摩御朱印高は60万5100余石。外に琉球国12万3700石、内3万2828.6石は道之嶋の高。			
35	12	8	乙亥	寛永盛増の目録下る。盛増高6119.21588石。上木方(芭蕉地)唐芋地・宝み地・桑・宗呂・漆・塩屋)1679.73953石、総高90883.90127石となる。牛馬口銀1疋に付2分5厘初めて上納。			島津、中山王号をやめ、国司と号せしめる。
36	13	9	丙子	切支丹改始まる。牛馬口銀、以後2分となり牛馬2万2987疋(4貫597匁4分)となる。			
37	14	10	丁丑	宮古、頭懸の配当始まる(以前は代懸)			
38	15	11					
39	16	12					
1640	17	13					
41	18	14					尚賢即位
42	19	15					
43	20	16					
44	正保 1	順治 1					
45	2	2					
46	3	3					
47	4	4					
48	慶安 1	5					尚質即位
49	2	6					
1650	3	7					向象賢「中山世鑑」を著わす。
51	4	順治 8					
52	承応 1	9					向象賢、羽地総地頭となる。
53	2	10					
54	3	11					
55	明暦 1	12					農村居住者の都市への移住を禁ず
56	2	13					
57	3	14					
58	万治 1	15					向象賢、年頭使として上國する
59	2	16	己亥	島津検地。宮古島以前の上納は一定しなかったが以後人数に関係なく一定量上納。村位、頭位を決める			
1660	3	17					
61	寛文 1	18	辛丑	「羽地王子・国中代廻し」			
62	2	康熙 1					砂糖奉行を置く
63	3	2					
64	4	3					北谷・恵祖事件
65	5	4					
66	6	5	丙午	仮屋より俵入の見本、0.28石(1俵)下る。以前は不統一であったが、以後、琉球国中、米雑石これに統一(12先)			向象賢、摂政となる。以後、貢租の1/3を砂糖代納
67	7	6	丁未	日用分、以前は現夫遣であったが、以後、日用遣に定め、米1043.715石取納する。			
68	8	7	戊申	薩摩より仕明地許可される			
69	9	8	己酉	諸士、百姓願い次第仕明許可			尚貞即位
1670	10	9					諸士に系図の提出を求める。
71	11	10					
72	12	11					
73	延宝 1	12	癸丑	「いなん地ちょう神の千瀬」糸満村が100貫文にて利用する。			向象賢、口上覚を出す。向、摂政を辞す。
74	2	13		延宝年間、諸間切、惣御検見7尺5寸竿使用する			
75	3	14					
76	4	15	丙辰	慶良間島「大い婦・小い婦・神山」100貫文にて神山親雲上が利用。以後、前慶良間村が利用する			向象賢、死去
77	5	16					
78	6	17	戊午	「いなん地ちょう」240貫文にて泊・若狭町が利用する			接貢船、定例化する

79	延宝 7	康熙18	己未	麦・下大豆・粟穀・黍・小豆1石は米の半分に決める 上木高の内、宗呂は1本に付1ヶ月1枚(6匁8分)取立。 33264本有り。日用分・以前は病者などには免ぜられていたが、以後関係なく1人に付1貫文と決まる。	
1680	8	19	庚申	日用分は夫銭に代わる(正頭夫のみ)	百姓の身売りにつき令達する。
81	天和 1	20			壺屋に陶工を集住させる。蔡温生まれる
82	2	21	壬戌	本出来の運賃、知行衆からも取る。荒欠地出米始まる。 高1石に付0.017石、計1500余石取り立てる。請地は公役免ぜられ、高1石に付出来米1貫文となる。	高利制限令を出す
83	3	22	癸亥	薩摩上納米俵入は0.32石入の二重新俵日用分、男女共。	山林原野の開墾禁止
84	貞享 1	23			
85	2	24			
86	3	25	丙寅	俵入は0.28石入に、俵作りは古俵調にするよう訴える 俵入は0.28石入となるが、二重新俵とする。日用分2年間は男頭のみ。現夫遣、夫銭どちらでもよい。白大豆・白篇豆は米より0.25石引き、本大豆は0.125石引に決まる。竿迦地の仕明け禁止。	
87	4	26	丁卯		
88	元禄 1	27	戊辰	納米は6先とみなす(実際は12先)	康熙帝、貢船の定員を増し、接貢船の税を免ずる。
89	2	28			系図座を創設する。農民に奢侈禁止令
1690	3	29	庚午	上木高の内、桑、以前は久米具志川が1本に付3匁、仲里が3匁4分4厘7毛8糸9才であったが、3匁3分に両間切とも改める。渡名喜島は3匁とする。「いなん地ちょう」また糸満が利用。	
91	4	30			
92	5	31	壬申	日用分、正頭にて夫銭取立。	久米・慶良間に大和横目を遣わす。
93	6	32			
94	7	33	甲戌	恩納間切3ヶ村再検地。牛馬口銀、以前は牛馬懸、頭懸、高懸で区々であったが、以後、1疋に付0.01947石で代米取立に決まる。那覇泊潟原で初めて大和塩を焼く	
95	8	34	乙亥	北谷間切6ヶ村再検地。「諸地頭作得帳」改める。塩を初めて上納。	
96	9	35			
97	10	36	丁丑	検地竿、6尺5寸竿に直す。	王府、砂糖・ウ金の生産制限令
98	11	37			
99	12	38	己卯	芭蕉・宝み・唐芋の3品は敷地高に代懸(354.17080石)となる。浮得出米高1石に付0.00038石と決まる(26.38641石の分)。両先嶋を除く現高は68835.35316石	
1700	13	39			
1	14	40			
2	15	41	壬午	大和塩すたれていたが、再度焼き始め塩20石上納する。	蔡鐸「中山世譜」を著わす
3	16	42			
4	宝永 1	43			
5	2	44			
6	3	45			
7	4	46			
8	5	47			
9	6	48	乙丑	本出米(反米)は高1石に付0.081(運賃込みで0.11004)石と決まる。殿役米は1石に付0.011(同じく0.01495)石	「女官御さうし」編集 古知屋芋のはじまり
1710	7	49	庚寅	1705年より6ヶ年の仕明知行請地の納米は41.95155石。翌年より荒欠地の殿役米51.14076石も取り立てる	丑年の大飢饉、首里城炎上。
11	正徳 1	50	辛卯	荒欠地出米、高1石に付0.01775石となる。現高は87.399.06016石。宮古島、位付けに年令制導入	尚益即位
12	2	51			
13	3	52	癸巳	殿役米以後「御賦米」と称す	蔡温、世子の待講となる。「混効験集」編集される
14	4	53			国王は「中山王」と称する
15	5	54	乙未		「琉球國由来記」を編集。尚敬即位
16	享保 1	55	丙申	寛永十二目録を以て、御所帶・給地高差し分ける。俵入は、つる懸斗にて、先にして、0.2975石と決まる。琉球では0.28石とする。	首里に市場が開かれる 蔡温、末吉地頭となり正義大夫・申口座に任せられ、請封渡清

17	享保 2	康熙 56						
18	3	57						
19	4	58						
1720	5	59						
21	6	60	辛丑	1711年～21年までの11ヶ年間の仕明知行、仕明請地の納米は46.89857石				明倫堂を創建 尚敬冊封を受け、蔡温「評価」に活躍。組踊初演。 蔡温、三司官座敷入り。平敷屋朝敏「手水の縁」
22	7	61	壬寅	10月、検地命ぜられる。島津検地72万1028.16350石となる。道の鳴高、5万1756.6409石。荒欠地出米割直すが、以前の通り。現高87815.61593石。				東風平間切疲弊。櫓船一隻をふやす。
23	8	雍生 1	癸卯	5月、検地の4,5ヶ年延期申し入れる。10月寛永盛増の半分を命じられる。				高利制限令
24	9	2	甲辰	4月、上納の延期申し入れる。9月、酉年より上納命じられる。検地はやめる。				
25	10	3						貧士の転職を許す。
26	11	4						蔡温「中山世譜」を改訂。武白勇与座川の水を東風平に引く
27	12	5	丁未	盛増目録下る。高9万4230.70094石となる。3346.79967石盛増高。				
28	13	6	戊申	新盛増出米、1石に付0.00472石と決まる。現高88547.80488石。「戊申日記」				蔡温、三司官となる。諸細工、町百姓の生業となる。
29	14	7	己酉	新盛増出米取納始まる。「いなんちちょう」は那覇・泊の諸士が以後利用。宮古島以前は現夫遣いであったが夫賃米824.50575石取り立てる。八重山夫賃米539.51357石取り立てる。				
1730	15	8						貧士の転職を奨励する。
31	16	9						「世譜附卷」を改訂。「琉球国旧記」を編集。
32	17	10	壬子	脇地頭この年192人				「教条」を発布する。
33	18	11						蔡温、米模合を奨励。地割替の方針を出す。真和志・南風原・西原で首里・那覇・泊に近接の耕地を士の宅地とす。
34	19	12	甲寅	八重山の夫賃米549,12397石、宮古島は839,19077石に定まる。				羽地川などの治水・灌漑工事にあたる。
35	20	13						蔡温、村落の新設・移転を実施する。
36	元文 1	乾隆 1	丙辰	在番出米、現高87861.67870(上木高・慶良間嶋百姓高他除け)石に割付け、高1石に付0.0007石と決まる。				元文検地始まる。「杣山法式帳」「山奉行所規模帳」公布。
37	2	2						
38	3	3						
39	4	4						
1740	5	5						
41	寛保 1	6						
42	2	7						
43	3	8						
44	延享 1	9						
45	2	10						
46	3	11						
47	4	12						
48	寛延 1	13						
49	2	14	己巳	出米取立様決まる。				
1750	3	15						
51	宝曆 1	16						
52	2	17						
53	3	18	癸酉	宮古島・八重山島の村位を改定。				
54	4	19						

1755)	宝曆 5	乾隆 20				
56	6	21				
57	7	22				
58	宝曆 8	23 戊寅	(塩上納についての朱書あり。)			

関連事項は『沖縄県の歴史』(山川出版社) 他より重複を避け
抄録した。

対 照 表

()内は一部符合する。

御 当 国 御 高 並 諸 上 納 里 積 記		近世地方経済史料第十卷
前 書		277頁・304頁
1 慶長拾五庚戌年、從御国元御檢地被仰付候事		(305頁・306頁)
2 同拾六辛亥年、御目錄被召下候事		277頁
3 同年御国元江上納之諸雜物員數、附御手形之事		
4 同拾七壬子年、御国元より雜物少々ハ相納候様、且又米積舟之事		
5 御国元江上木上草之為納代銀上納仕候處、被召留候事		
6 寛永六己巳年、御目錄高減少被仰付候事		280頁
7 慶長御目錄高之内、六千石余被召減候御算用目錄之事		
8 寛永拾二壬亥年、盛增高上木高御取立御目錄御改被下候事		
9 薩摩御領朱印高之事		
10 享保拾二丁未年、御国元就大御支配、增立被仰付候事		
(1) 享保丁七壬寅年、御国元就大御支配、御当地江も御檢使被差渡 由、被仰下候事		(313頁)
(2) 享保八癸卯年、右之御請並年延之御訴訟被仰上候事		
(3) 同年御返答之事		
(4) 享保九甲辰年、出物年延之御訴訟被仰上候事		
(5) 同年御返答之事		
(6) 享保拾二丁未年、盛增高御取立御目錄被下候事		286頁・306頁・287頁・278頁
11 享保御目錄高を以出物取立之事		308頁・292頁・289頁
12 慶長御目錄高之事		(311頁)
13 寛永御目錄高行成之事		314頁・311頁
14 本地物成米雜石上納之事		
15 仕明地物米雜石上納之事		290頁・311頁
16 荒欠地出米上納之事		292頁
17 御賦米上納之事		
18 牛馬出米上納之事		293頁
19 在番出米上納之事		293頁
20 新盛増出米上納之事		
21 浮得出米上納之事		(293頁)
22 両先嶋上納之事		284頁
23 諸上納米粟雜石惣拳ニテ地下三方諸離先嶋各手完仕分之事		(285~287頁)
24 惣物成之内、御所帶・給地差分、並御国元江上納米仕分ヶ現御藏 入取ム之事		(312頁)(299頁)
25 上木高物成上納之事		293頁
26 浮得銭上納之事		291頁
27 唐竹御支配方之事		291頁
28 寛永拾二御目錄高を以、御所帶・給地御高並物成御差分之事		
29 諸地頭地之事		294頁
30 おゑか地之事		291頁・313頁
31 請地之事		296頁
32 日用分之事		297頁
33 両先嶋夫賃米之事		297頁
34 いなん地ちやう神之干瀬大い婦小い婦神山上納分之事		298頁
35 鳥嶋上納之事		298頁
36 高所出米割帳之事		
37 諸間切諸嶋出米例之事		
38 米雜石引合方並増引合之事		(69頁参照)
39 国中並諸離里積之事		
40 那霸より鹿児島迄現里積之事		
41 慶長御檢地以前御当国地方御支配之事		
42 両先島運賃定之事		
43 桁之法		
44 那霸泊潟原塙上納之事		
45 御当国中村位定之事		
46 寺院役知高之事		(394頁参照)
47 砂糖上納之事		
48 砂糖運賃定之事		(387頁)
49 諸雜物之事		